

第31回定時株主総会招集ご通知に関するの インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の運用状況

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

(2018年1月1日から2018年12月31日まで)

株式会社アルテ サロン ホールディングス

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.arte-hd.com>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものとあります。

業務の適正を確保するための体制

当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という）は、すべてのステイクホルダーからの信頼を得て企業価値向上を実現するために、「コンプライアンスの確保」「財務報告の信頼性の確保」「業務の有効性・効率性の確保」及び「資産の保全」に努め、事業活動を行ううえで生じるリスクを把握し、適切に対応する体制（内部統制システム）を構築・整備し、運用する。

本方針は、会社法第362条第4項「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に基づき、グループ全体として内部統制システムの整備のために取り組む活動の基本を定める。

① 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 当社グループの取締役及び使用人が、法令及び定款に適合するとともに、健全かつ適正に意思決定を行い、職務を執行するため、「アルテグループ企業行動憲章」及び「アルテグループ行動規範」を制定する。

ロ 当社グループは、「アルテグループコンプライアンス規程」の定めに基づき、グループコンプライアンス委員会を設置し、当該委員長はグループ全体のコンプライアンスの重要事項について、取締役会及び監査役会へ迅速かつ適正に報告する体制を構築する。

ハ 当社グループは、「アルテグループ・ヘルプライン（内部通報窓口）」を設置・運営し、法令違反等の早期発見・是正に努める。

ニ コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を行い、グループ全体の法令遵守体制を確立する。

ホ 内部監査部門として、社長直属の組織である内部監査室を当社内に設置し、当社グループにおける法令及び社内規程等への準拠性、管理の妥当性、有効性の検証を目的とした内部監査を行う。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ 取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他職務の執行に関わる重要文書を「文書管理規程」に則り、適切に管理する。

ロ 取締役・監査役及び内部監査室は、これらの文書等を必要に応じて閲覧できる。

- ハ 当社グループは、「アルテグループ情報セキュリティ規程」に情報セキュリティに関する行動規範を定め、情報セキュリティ委員会を設置する。
- ニ 情報セキュリティ委員会は、情報に対する適切な管理を重要な経営課題として認識し、情報セキュリティを確保する体制を構築する。
- ③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ 理美容業及び理美容フランチャイズチェーンの経営等を行っている当社グループは「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とする。
 - ロ 業務執行に係る総合的なリスク管理(ERM)を目的として、「アルテグループリスク管理運用規程」を制定する。
 - ハ リスク管理委員長、委員及び当社子会社のリスク対策責任者で構成するリスク管理委員会を設置する。
 - ニ リスク管理委員会は、「アルテグループリスク管理規程」に定める方針に基づき、リスクの予防と低減のための活動及び危機発生に備えた体制の中核的な役割を担う。
 - ホ 重大な危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理本部を速やかに立ち上げ、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行う(危機管理とクライシス・コミュニケーション)。
- ④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ 当社グループは、取締役会を、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催する。経営上重要な事項については、事前に取締役が審議し、その審議を経て取締役会で決議を行う。
 - ロ 当社グループの取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門毎の目標設定や予算管理、具体策等を立案・実施し、業務執行の責任を負う。
 - ハ 当社グループの組織及び職務分掌については、「組織・職位規程」及び「職務分掌規程」に定め、各職位の基本的な職能及び相互関係を明らかにする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
 - イ グループ全体としての内部統制システムの構築を図るため、内部統制システムに関する基本方針として「業務の適正を確保するための体制」を定め、当社が必要と判断する当社子会社全てにおいて、これを当該取締役会で決議する。

- ロ 当社に当社子会社の内部統制の諸施策に関する担当組織を設け、当社と当社子会社間での協議、情報共有、指示及び伝達等が効率的に行われる体制整備を行う。
- ハ 「アルテグループコンプライアンス規程」に基づき、グループ全体でコンプライアンス体制を構築する。
- ニ また、当社グループの取締役及び使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与える恐れのある事象を発見したときは、通常の報告経路を有効に用い、迅速かつ正確に情報伝達する義務を有する。さらに、通常の報告経路が機能しない場合は、それとは独立した別の伝達経路「アルテグループ・ヘルプライン」等を用いて、情報伝達する義務を有する。
- ホ グループのリスクについては、当社のリスク管理委員会が統括し、グループ全体でリスクの予防、発見、対策及び立案等の管理に努める。当社子会社は、重大な危機が発生した場合には、直ちにリスク担当責任者を通じて、リスク管理委員会に報告し、当社は事案に応じた支援を行う。また、当社と連携しながら、当社子会社は独自の危機管理体制についても整備を進める。
- ヘ 当社の取締役及び当社子会社の社長を構成員とするグループ経営会議において、グループ全体の経営に関わる方針の協議を行うほか、経営情報の共有化等を図る。
- ト 当社及び当社子会社の監査役は、緊密に情報・意見を交換し、グループ全体の監査役監査の充実・強化を図る。
- チ 当社は、「関係会社管理規程」に基づいて当社子会社の業務の主管部署を定め、当社子会社を管理する体制とする。また当社子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役から求めがあった場合には、必要・目的に応じ専門性を有する使用人に、これを専任あるいは兼務させる。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び実効性に関する事項
- 監査役が自らの職務を、専任あるいは兼務にて補助させる場合、使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等の決定は、監査役会の同意を必要とすることとし、取締役からの独立性を確保する。
- 当該使用人は監査役の指揮命令に従うこととし、他部署の業務を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先する。

- ⑧ 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役は以下に定める事項を監査役に報告する義務を有する。

- イ 会社の意思決定に関する重要事項
- ロ 当社またはアルテグループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ハ 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- ニ コンプライアンス及び総合的リスク管理(ERM)に関する重要事項
- ホ 上記の他、監査役の職務遂行上必要があると判断した事項
- ヘ 内部監査の監査計画及び監査結果

なお、当社及び当社子会社の使用人はロ、ハ、ニ、ホに関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができる。

- ⑨ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役に報告した者に対して、当該報告をしたことを理由として、解雇、降格等の懲戒処分や、配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き速やかに処理を行う。

- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対して以下の事項を行う権限を確保する。

- イ 当社グループの各取締役及び重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- ロ 当社グループの取締役、外部監査人との定期的な会合
- ハ 内部監査室との連携
- ニ グループ会社の調査等の実施
- ホ アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等の外部専門家との連携

- ⑫ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価するとともに、維持・改善に努める。
- ⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
当社グループは、反社会的勢力による被害を防止するため「アルテグループ行動規範」、「アルテグループ反社会的勢力等への対応に関する基本方針」及び「反社会的勢力・関係遮断マニュアル」を制定し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況については以下のとおりです。

- ① 当社グループの管理体制
当社は「関係会社管理規程」に基づき、各子会社に関する業務毎に主管部署を定め、各子会社との情報の共有や指示の伝達を行い、グループ管理の実効性を確保しております。また当社の取締役は、各子会社の取締役会等の重要会議に適宜出席し、業務の執行状況の把握や、適切な指摘・助言に努めております。
- ② リスク管理体制
当社グループの経営に重大な影響を及ぼす様々なリスク管理のため、リスク管理委員会を適宜開催し、リスクの把握・分析、リスクを未然防止するための対応強化策を立案し、取締役会等へ報告を行い、各子会社に主体的なリスク管理の実行を進めています。
- ③ コンプライアンス体制
コンプライアンス委員会を適宜開催し、グループのコンプライアンスに関わる取り組みの推進やコンプライアンス・マニュアルの制定等を行い、当社グループの全社員向けに「アルテグループ企業行動憲章」及び「アルテグループ行動規範」に定める法令、定款及び企業倫理に則った行動を周知徹底しております。

④ 情報セキュリティ体制

「文書管理規程」に基づき、経営会議資料や意思決定書類等の重要書類は、当社の取締役により適切に保存、管理されており、監査役及び内部監査室による監査を受けております。また、情報セキュリティ委員会を定期開催し、「情報機器管理規程」の見直しや、グループ全社員を対象とした情報機器取扱い研修会を実施し、グループ全体の情報セキュリティ意識の向上に努めています。

⑤ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性の確保のため、グループ各社を構成員とする内部統制チームを組成し、業務処理統制の実施・評価を行っております。その結果については、内部監査室の独立的評価を受け、取締役会及び監査役会に報告しております。

⑥ 反社会的勢力排除の体制

新規取引先との契約締結に際しては、反社会的勢力排除に関する誓約書の締結を推進し、反社会的勢力との関係遮断に努めています。また当社グループ内に不当要求防止責任者及び反社会的勢力対応部門を定め、反社会的勢力排除に関する取り組みや、警察等外部との協力関係の構築に努めております。

⑦ 監査役による監査体制

当社の監査役は、当社及び各子会社の主要な会議への出席や、稟議書等の経営資料を常時閲覧することにより、業務の執行状況や経営判断の妥当性、内部統制システムの運用状況等の監視・監督に努めています。また取締役及び使用人より適宜ヒアリングを行うことにより、監査の実効性を図っております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 5 社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アッシュ
株式会社ニューヨーク・ニューヨーク
株式会社スタイルデザイナー
株式会社東京美髪芸術学院
株式会社ダイヤモンドアイズ

② 非連結子会社の状況

- ・ 非連結子会社の数 2 社
- ・ 非連結子会社の名称 Arte Straits Holdings Pte.Ltd.
株式会社 E J
- ・ 連結範囲から除いた理由 上記の非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。株式会社シーエフジェイにつきましては、2018年9月28日に当社が所有していた株式を全て譲渡をしたため、非連結子会社から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社の状況

- ・ 持分法非適用非連結子会社の数 2 社
- ・ 持分法非適用非連結子会社の名称 Arte Straits Holdings Pte.Ltd.
株式会社 E J
- ・ 持分法を適用しない理由 上記の非連結子会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。株式会社シーエフジェイにつきましては、2018年9月28日に当社が所有していた株式を全て譲渡をしたため、持分法非適用非連結子会社から除いております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

・ 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・ 商品

月次総平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

・ 貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2年～40年

工具、器具 2年～15年

及び備品

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

ハ．リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ．株主優待引当金

株主優待制度に基づく発生に備えるため、翌事業年度以降の利用により発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき計上しております。なお、当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ

ヘッジ対象 … 借入金の利息

ハ．ヘッジ方針

金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のためにヘッジを行っております。

ニ．ヘッジの有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

⑦ のれんの償却方法及び償却期間 のれんの償却については、その効果が発現する期間を合理的に見積り、合理的な期間（５年～１０年）で定額法により償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はございません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はございません。

4. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組換えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた19,553千円は、「助成金収入」8,472千円、「その他」11,080千円として組み替えております。また、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの部分にも独立掲記をしております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

（１）担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	183,667千円
土地	134,071千円
計	317,738千円

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金（一年内返済分含む） 1,658,080千円

なお、上記の建物及び土地については根抵当権（極度額300,000千円）が設定されております。

（２）有形固定資産の減価償却累計額 4,244,203千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(3) 偶発債務

債務保証

次の取引先について、金融機関借入債務に対し債務保証を行っております。

なお、当連結会計年度末における被保証債務残高は8,083千円であります。

FC加盟者5件 8,083千円

(4) 関係会社株式

投資有価証券 10,000千円

(5) 当座貸越契約

連結子会社（株式会社ニューヨーク・ニューヨーク）においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 300,000千円

借入実行残高 171,854千円

差引額 128,146千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	5,330,000株	5,330,000株	360,000株	10,300,000株

(注) 1. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、発行済株式総数が5,330,000株増加しております。

(注) 2. 2018年11月30日付で自己株式の消却を行ったため、発行済株式総数が360,000株減少しております。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普 通 株 式	324,843株	394,843株	360,000株	359,686株

(注) 1. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、自己株式数が324,843株増加しております。

(注) 2. 2018年5月2日付で普通株式を取得したため、自己株式数が70,000株増加しております。

(注) 3. 2018年11月30日付で自己株式の消却を行ったため、自己株式数が360,000株減少しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2018年3月27日 定 時 株 主 総 会	普通株式	50,051	10	2017年12月31日	2018年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決 議 予 定	株式の 種 類	配当の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年3月26日 定 時 株 主 総 会	普通 株式	利 益 剰余金	54,671	5.5	2018年12月31日	2019年3月27日

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しており、一時的な余資は運転資金として利用しております。

デリバティブは後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

金融資産の主なものには、現金及び預金、売掛金、立替金、投資有価証券、長期貸付金、敷金及び保証金があります。

預金については、主に普通預金であり、預入先の信用リスクに晒されておりますが、預入先は信用度の高い銀行であります。

営業債権である売掛金、立替金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、経理規程及び債権管理マニュアルに従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

長期貸付金は、貸付先の信用リスクに晒されておりますが、経理規程及び債権管理マニュアルに従い定期的にモニタリングを行い管理しております。

敷金及び保証金は、主に賃貸借契約に係る敷金・保証金として差入れており、債務者の信用リスクに晒されておりますが、契約満了時に一括して返還されるものであります。

金融負債の主なものには、買掛金、短期借入金、未払金、未払法人税等、長期借入金、長期預り敷金保証金、リース債務があります。

営業債務であります買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税の未払額であり、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

このうち一部については、支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、長期借入金に係る支払利息の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項(4) 会計方針に関する事項 ⑥ 重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

長期預り敷金保証金は、フランチャイジーとの加盟店契約に基づく店舗賃貸借契約の転貸に対するものであり、契約満了時に一括して返還するものであります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後1年であります。

また、これらの営業債務及び金銭債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループは各社が月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2018年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注）2）参照）。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,654,085	1,654,085	—
② 売掛金	454,117		
貸倒引当金 (*1)	△108		
	454,008	454,008	—
③ 立替金	462,926		
貸倒引当金 (*1)	△1		
	462,925	462,925	—
④ 投資有価証券 (*2)	2,793	2,793	—
⑤ 長期貸付金 (*3)	161,711		
貸倒引当金 (*1)	△8,976		
	152,735	153,179	443
⑥ 敷金及び保証金	148,708	148,426	△282
資産計	2,875,256	2,875,418	161

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
⑦ 買掛金	91,310	91,310	－
⑧ 短期借入金	150,000	150,000	－
⑨ 未払金	1,594,210	1,594,210	－
⑩ リース債務	3,299	3,253	△46
⑪ 未払法人税等	85,740	85,740	－
⑫ 長期借入金 (*3)	2,672,717	2,674,135	1,418
負債計	4,597,278	4,598,649	1,371

- (* 1) 売掛金、立替金、長期貸付金に計上している貸倒引当金を控除しております。
- (* 2) 連結貸借対照表に記載している投資有価証券のうち、時価のある上場株式についてのみ表示しております。
- (* 3) 1年内回収予定の長期貸付金（連結貸借対照表上は、流動資産「その他」38,267千円が含まれております）、1年内返済予定の長期借入金は、それぞれ長期貸付金、長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項
資産

①現金及び預金、②売掛金、③立替金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

⑤長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、個別ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定しております。

⑥敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

また、（注）2．に記載の敷金及び保証金については、時価を算定することが極めて困難であるため、時価が確定できる敷金及び保証金のみ連結貸借対照表計上額及び時価を記載しております。

負債

⑦買掛金、⑧短期借入金、⑨未払金、⑪未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

⑩リース債務

リース債務の時価の算定は、元利金の合計額を、同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑫長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期的に市場金利が反映されており、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

一部変動金利による長期借入金は、金利スワップの特例処理の対象とされており（下記デリバティブ参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注）2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式（＊1）	20,000
その他出資金（＊1）	73
敷金及び保証金（＊2）	1,254,124
長期預り敷金保証金（＊3）	169,790

- (※1) 市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項 ④ 投資有価証券」には含めておりません。
- (※2) 市場価額がなく、かつ、契約等において、退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項 ⑥ 敷金及び保証金」には含めておりません。
- (※3) 市場価額がなく、かつ、契約等において、退去日が確定していないため将来キャッシュ・フローを合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」の表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)
現金及び預金	1,654,085	—	—
売掛金	454,117	—	—
立替金	462,926	—	—
長期貸付金	38,267	106,784	16,659
敷金及び保証金	24,705	77,746	46,025
合計	2,634,103	184,531	62,685

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 277円75銭
- (2) 1株当たり当期純利益 27円22銭

(注) 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。このため、第31期(2018年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(共通支配下の取引等)

(会社分割及び連結子会社の異動)

当社は、2018年10月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社スタイルデザイナー「以下、S D」の事業の一部を新設分割により新設会社、株式会社C & P「以下、C & P」に承継させるとともに、S Dが保有することとなるC & P株式を当社へ現物配当（適格現物分配）することにより、S Dの100%子会社であるC & Pを当社の100%子会社とすることを決議し、次のとおり、2019年1月4日付で当該会社分割及び連結子会社の異動を実施いたしました。

(1) 会社分割の概要

① 会社分割の対象となった事業の名称及び当該事業の内容

分割会社	株式会社スタイルデザイナー
事業の内容	美容院、美容フランチャイズチェーンの運営

② 会社分割日

2019年1月4日

③ 会社分割の法的方式

S Dを分割会社とし、新設するC & Pを承継会社とする新設分割です。

④ その他会社分割の概要に関する事項

イ. 会社分割の目的

S Dは、ファミリーサロンの外部加盟型店舗と「早い・安い・親切・丁寧」をコンセプトとし定期的な身だしなみのニーズにエコノミープライスでお応えするメンテナンスサロンであるChoki Petaの直営店舗を展開してまいりました。

今後は、当社グループの成長企業の柱の一つとして、Choki Peta事業のさらなる拡大・成長のため、同事業の意思決定の迅速化と組織の独立性を高めることを目的として、S Dより同事業を分割し、当社の子会社とすることいたしました。

ロ. 株式の割当

本件分割に際して、新設会社となるC & Pは普通株式600株を発行し、それら全ての株式を分割会社であるS Dに割当交付します。なお、S Dはこれと同時にS Dに割当てられた全株式を剰余金の配当としてS Dの100%親会社である当社に対して交付します。

ハ、分割により減少する資本金等

本件分割による、ＳＤの資本金の減少はありません。

ニ、新設会社が承継する権利義務

新設会社であるＣ＆Ｐは、効力発生日において分割会社であるＳＤの本件分割の対象となる事業に係る資産、負債、契約関係、雇用契約その他の権利義務を承継いたします。

ホ、債務履行の見込み

分割会社であるＳＤ及び新設会社であるＣ＆Ｐとも、分割後の資産の額が負債の額を上回ること及び収益状況についても負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態が発生していないことから、債務履行の見込みに問題はないものと判断しております。

ヘ、移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳（見込み）

移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳については、現在算定中であります。

（２）連結子会社の異動の概要

① 異動の内容

ＳＤが保有するＣ＆Ｐの全株式を当社へ現物配当（適格現物分配）することにより、ＳＤの100％子会社であるＣ＆Ｐを当社の100％子会社とするものです。

② 当社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

ＳＤは当社に対し、繰越利益剰余金を原資として、配当（現物配当）を実施いたしました。当社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産（普通株式）であり、ＳＤの移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額とし、以下のとおりです。なお、当該帳簿価額は現在算定中であります。

会社名	株式数
株式会社Ｃ＆Ｐ	600株

③ 当社に対する配当財産の割当に関する事項

ＳＤの2018年11月15日に開催した臨時株主総会において、議決権割合の100％を保有する株主である当社に対して、配当財産のすべてが割り当てられました。

④ 当社に対する当該剰余金の配当効力発生日

2019年1月4日

(3) 実施する会計処理の概要（見込み）

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日公表分）に基づき、会社分割については共通支配下の取引として、現物配当により取得するC&Pの株式については、これまで保有していたS Dの株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理する予定です。

11. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都中野区他2件	内装設備、美容器具	建物、工具、器具及び備品
埼玉県さいたま市他1件	内装設備、美容器具 直営店舗	建物、工具、器具及び備品 のれん
神奈川県川崎市	内装設備、美容器具 直営店舗	建物、工具、器具及び備品 のれん
大阪府大東市	直営店舗	のれん

資産のグルーピングの方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

減損に至った経緯

店舗については、移転、閉店などにより設備等を全て除却する方針が当連結会計年度末において機関決定した店舗について使用価値を零とみなし帳簿価額全額を減損損失として19,766千円（建物14,096千円、工具、器具及び備品4千円、のれん5,665千円）計上し、営業損益がマイナスである店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなるため、帳簿価額全額を減損損失として1,532千円（建物681千円、工具、器具及び備品850千円）計上しております。

のれんについては、計上対象店舗の経営権を譲渡したことよりのれん評価時における事業計画による投資回収を見込めなくなったことから、譲渡時におけるのれん未償却残高全額を減損損失として12,899千円計上いたしました。

なお、回収可能価額の算定は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる店舗については、回収可能価額を零として評価しています。
減損損失の内訳

建物	14,778千円
工具、器具及び備品	854千円
のれん	18,565千円

(2) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本部事務所及び美容室店舗の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を取得から15年～25年と見積り、割引率は当該耐用使用見込期間に対応する国債の発行利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	527,455千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	34,449千円
契約内容変更による減少額	△4,970千円
時の経過による調整額	2,841千円
資産除去債務の履行による減少額	△16,479千円
期末残高	<u>543,297千円</u>

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げにより算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物

2年～40年

工具、器具及び備品

2年～10年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の見込額は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給を退職給付債務とする方法）により計算しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 株主優待引当金

株主優待制度に基づく発生に備えるため、翌事業年度以降の利用により発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債 の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段及びヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・借入金の利息

③ ヘッジ方針

金利変動リスクの低減並びに金融収支改善のためにヘッジを行っております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りの変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「助成金収入」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の個別財務諸表の組換えを行っております。この結果、前事業年度の個別損益計算書及び個別キャッシュ・フロー計算書において、営業活動によるキャッシュ・フローの部分にも独立掲記をしております。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

建物	183,667千円
土地	134,071千円
計	317,738千円

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金（一年内返済分含む） 1,658,080千円

なお、上記の建物及び土地については根抵当権（極度額300,000千円）が設定されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,938,874千円

上記減価償却累計額には、有形固定資産の減損損失累計額が含まれております。

(3) 偶発債務

下記関係会社の支払家賃に対し債務保証を行っております。

株式会社ニューヨーク・ニューヨーク	(月額)	13,112千円
株式会社スタイルデザイナー	(月額)	876千円
株式会社ダイヤモンドアイズ	(月額)	2,138千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	300,710千円
② 長期金銭債権	109,967千円
③ 短期金銭債務	16,276千円
④ 長期金銭債務	5,565千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	2,277,348千円
② 販売費及び一般管理費	60,045千円
③ 営業取引以外の取引高	213,235千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	324,843株	394,843株	360,000株	359,686株

- (注) 1. 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったため、自己株式数が324,843株増加しております。
- (注) 2. 2018年5月2日付で普通株式を取得したため、自己株式数が70,000株増加しております。
- (注) 3. 2018年11月30日付で自己株式の消却を行ったため、自己株式数が360,000株減少しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	2,958千円
原状回復費用	1,710千円
店舗閉鎖損失否認額	560千円
未払事業所税	540千円
貯蔵品評価損否認額	312千円
繰延税金負債（流動）との相殺	△6,084千円
計	－千円

繰延税金資産（固定）

資産除去債務	100,981千円
減損損失	17,011千円
退職給与引当金否認額	16,526千円
子会社株式評価損否認額	2,974千円
有価証券評価損否認額	2,528千円
繰延資産償却超過額	2,342千円
貸倒引当金繰入限度超過額	2,087千円
未払費用	1,408千円
厚生費否認額	72千円
繰延税金負債（固定）との相殺	△89,207千円
評価性引当額	△8,018千円
計	48,707千円

繰延税金資産合計	48,707千円
----------	----------

繰延税金負債（流動）

閉鎖損失子会社負担益否認額	△6,202千円
繰延税金資産（流動）との相殺	6,084千円
計	△118千円

繰延税金負債（固定）

建物簿価（資産除去債務）	△87,445千円
雑収入否認額	△1,761千円
繰延税金資産（固定）との相殺	89,207千円
計	－千円

繰延税金負債合計	△118千円
----------	--------

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上された固定資産のほか、工具、器具及び備品の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種 類	会 社 等 の 称	住 所	資本金 (千円)	事 業 の 内 容 又 は 業 業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円) (注) 6	科 目	期末 残高 (千円) (注) 6
						役員の兼 任	事 業 上 の 関 係				
子会社	株式会社 アッシュ	横 浜 市 中 区	98,000	美 容 業	100.0	取締役 1名 監査役 1名	役員の兼任	店舗設備 貸与等 (注) 1	1,653,331	売掛金	214,312
								商標使用許諾 契約等 (注) 1	400,747		
								業務委託契 約等 (注) 2	81,760		
								店舗開店費用子 会社担 (注) 1	—	未収入金	10
								事務所賃貸借 契約等 (注) 1	2,666	未払金	6,084
								経費等 代行払	—	立替金 (注) 4	21,461
子会社	株式会社 ニューヨーク ・ニューヨ ーク	京 都 府 京 都 市	72,500	美 容 業	100.0	取締役 2名 監査役 1名	役員の兼任	店舗設備 貸与等 (注) 1	15,600	売掛金	1,814
								業務委託契 約等 (注) 2	4,440		
								経費等 代行払	—	未払金	404
								支払家賃 債務保証	13,112	立替金 (注) 4	435
子会社	株式会社 スタイルデザ イナー	横 浜 市 中 区	98,000	美 容 業	100.0	取締役 1名 監査役 1名	役員の兼任	店舗設備 貸与等 (注) 1	23,929	売掛金	10,185
								業務委託契 約等 (注) 2	38,180		
								商標使用許諾 契約等 (注) 1	29,965		
								店舗設備貸 与等 (注) 1	5,565	預り敷金・保 証金 (注) 5	5,565
								経費等 代行払	—	未払金	391
										立替金 (注) 4	14,889
								資金の 貸付 (注) 3	92,860	1年内長期貸付金	14,280
										長期貸付金	78,580
								利息の受取 (注) 3	261	未収収益	6
								支払家賃 債務保証	876	—	—

種 類	会 社 等 の 称	住 所	資本金 (千円)	事 業 の 容 は 業 内 又 職	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合(%)	関 係 内 容		取引の 内 容	取引金額 (千円) (注) 6	科 目	期末 残高 (千円) (注) 6
						役 員 の 兼 等 任	事 業 上 の 係 関				
子会社	株式会社 東京美髪芸術 学院	東 京 都 中 区 中 央	10,000	理美容師 の人材育 成・教育 業	100.0	取締役 1 名	役 員 の 兼 任	貸借契約 等 (注) 1	2,975	売掛金	1,002
								業務委託 契約等 (注) 2	8,240		
								店舗技術者 の教育・研修 の委託契約 (注) 2	54,453	未払金	4,900
								経費等 代行払	—	立替金 (注) 4	3,469
子会社	株式会社 ダイヤモンド アイズ	横 浜 市 中 区	10,000	美 容 業	100.0	取締役 1 名	役 員 の 兼 任	店舗設備 貸与等 (注) 1	16,560	売掛金	1,641
								業務委託 契約等 (注) 2	1,620		
								経費等 代行払	—	立替金 (注) 4	316
								支払家賃 債務保証	2,138	—	—
								資金の 貸付 (注) 3	37,500	1年内長期貸付金	14,000
										長期貸付金	23,500
非連結 子会社	Arte Straits Holdings Pte.Ltd.	シンガポ ール共和 国	550,000 SGD	美 容 業	— (注) 7	—	—	利息の 受取 (注) 3	190	未収収益	190
								資金の 貸付 (注) 3	10,330	1年内長期貸付金	2,443
										長期貸付金	7,887
								利息の 受取 (注) 3	175	未収収益	85

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 価格その他取引条件は、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
2. 業務内容を勘案して、両者協議の上で決定しております。
3. 資金の貸付は、市場金利等を勘案して利率を決定しております。
4. 貸借対照表上は、流動資産「その他」で表示しております。
5. 貸借対照表上は、固定負債「その他」で表示しております。
6. 取引金額には消費税等は含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。
7. 当社の役員及びその近親者が議決権の100%を直接所有しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 195円37銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 26円68銭 |

(注) 2018年3月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。このため、第31期(2018年度)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

12. 重要な後発事象に関する注記

(子会社の異動)

当社は、2018年10月11日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社スタイルデザイナー「以下、S D」の事業の一部を新設分割により新設会社、株式会社C & P「以下、C & P」に承継させるとともに、S Dが保有することとなるC & P株式を当社へ現物配当(適格現物分配)することにより、S Dの100%子会社であるC & Pを当社の100%子会社とすることを決議し、次のとおり、2019年1月4日付で当該会社分割及び連結子会社の異動を実施いたしました。

(1) 子会社の異動の概要

① 異動の内容

S Dが保有するC & Pの全株式を当社へ現物配当(適格現物分配)することにより、S Dの100%子会社であるC & Pを当社の100%子会社とするものです。

② 当社に対する配当財産の種類及び帳簿価額の総額

S Dは当社に対し、繰越利益剰余金を原資として、配当(現物配当)を実施いたしました。当社に対する配当財産の種類は、金銭以外の財産(普通株式)であり、S Dの移転する事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額とし、以下のとおりです。なお、当該帳簿価額は現在算定中であります。

会社名	株式数
株式会社C & P	600株

③ 当社に対する配当財産の割当に関する事項

S Dの2018年11月15日に開催した臨時株主総会において、議決権割合の100%を保有する株主である当社に対して、配当財産のすべてが割り当てられました。

④ 当社に対する当該剰余金の配当が効力発生日

2019年1月4日

(2) 実施する会計処理の概要（見込み）

「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 2013年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2013年9月13日公表分）に基づき、現物配当により取得するC&Pの株式については、これまで保有していたSDの株式のうち相当する部分と実質的に引き換えられたものとみなして処理する予定です。

13. その他の注記

(1) 減損損失

減損損失を認識した資産

場所	用途	種類
東京都中野区他2件	内装設備、美容器具	建物、工具、器具及び備品
埼玉県さいたま市	内装設備	建物

資産のグルーピングの方法

当社は、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

減損に至った経緯

店舗については、移転、閉店などにより設備等を全て除却する方針が当事業年度末において機関決定した店舗について使用価値を零とみなし帳簿価額全額を減損損失として7,816千円（建物7,816千円、工具、器具及び備品0千円）計上し、営業損益がマイナスである店舗については、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなるため、帳簿価額全額を減損損失として1,532千円（建物681千円、工具、器具及び備品850千円）計上しております。

なお、回収可能価額の算定は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスとなる店舗については、回収可能価額を零として評価しています。
減損損失の内訳

建物	8,498千円
工具、器具及び備品	850千円

(2) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

本部事務所及び美容室店舗の建物賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

過去において類似の資産について発生した除去費用の実績から割引前将来キャッシュ・フローと使用見込期間を取得から15年～25年と見積り、割引率は当該耐用使用見込期間に対応する国債の発行利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	329,206千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	14,051千円
時の経過による調整額	1,850千円
資産除去債務の履行による減少額	△5,607千円
期末残高	<u>339,500千円</u>